

提 案 書

平成21年2月9日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8116

住 所 (とうきょうとちよだくおおてまち) 東京都千代田区大手町2丁目3番1号

氏 名 (にほんでんしんでんわかぶしきがいにしや) 日本電信電話株式会社

(だいひょうとりしまりやくしやちよう) (みうら さとし)
代表取締役社長 三 浦 惺

連 絡 先 経営企画部門

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、
別紙のとおり提案意見を提出します。

接続ルールについての提案募集に対するNTTの考え方(提案)

1. 指定設備制度導入当時の経緯

平成9年、当時のNTTの地域通信網を対象に、指定設備制度が導入されました。この制度の目的は、主として電電公社時代に全国に構築されたメタル回線・固定電話網といった設備を低廉な公定料金で貸し出すことにありました。その後、この制度の下で、回線交換による音声電話サービスを中心に、競争事業者との小売競争(価格競争)が進展してきました。

2. 本制度導入以降の市場構造の変化

しかしながら、指定設備制度が導入されてからの10年余りで、導入当時には予想しえなかった市場構造の変化が生じています。

＜網形態・サービス提供形態の変化＞新規参入した事業者は、その後の事業拡大によりNTTの地域通信網を借りることなく、独自にIP通信網を構築しています。それに伴い、相互接続もNTTの地域通信網に依存した形態から、独立したネットワークを相互に利用して接続料を精算する形態に変化しており、NTTの地域通信網に依存せず自前の網で多種多様なサービスを提供するという構造に変容しています。

＜データ通信・アプリケーション市場の拡大＞IP・ブロードバンド技術やインターネットの進展により、通信サービスの中心は、回線交換による音声サービスからIP網を利用したデータ通信へと移ってきています。規制の対象となってきた電話サービスが縮退を続けるのとは対照的に、電話を含む様々なアプリケーションサービスが提供され、市場は急速に変化しています。こうした状況を踏まえれば、技術革新の激しいICT分野においては、基本的に非規制として事業者の創意工夫によるユーザーニーズの多様化への対応と市場の拡大を目指すことが望ましいと考えます。

＜プレイヤーの多様化＞加えて、こうしたアプリケーション市場では、サービスプロバイダやコンテンツプロバイダをはじめ様々なプレイヤーがサービスを提供しており、通信キャリアを対象とした現在の制度の下でユーザーの利便性の向上や消費者利益の保護を図っていくことが困難になっています。

＜グローバルプレイヤーとの競争＞さらに、情報通信市場はインターネットやIPブロードバンド環境を利用して、グローバルなプレイヤーが世界的規模でサービスを提供する時代となっています。このため、国内市場のみを捉えた市場確定や競争ルールでは、市場のグローバル化に対応できない状況にあります。

＜世界で最も低廉で高速なサービス利用環境＞なお、我が国では現在ブロードバンドを料金面・サービス面とも世界一の水準でお客さまにご利用頂いています。ブロードバンドサービスの市場では、メタルを利用したADSLやCATVに加えて、光ファイバが急速に普及し、さらに、高速化するCATVやブロードバンド無線など多様なアクセス手段による競争が進展すると想定されていることから、基本的に料金・サービスについての規制は不要と考えます。

3. 接続ルールの在り方(指定設備制度)についての基本的考え方

(1) 上記の観点から、ブロードバンド・IP市場では、技術革新の成果をユーザーが等しく享受できるよう、ブロードバンド・IPに係る指定設備制度上の経済的規制は行わないこととし、グローバルなプレイヤーも含めた多様なサービスプロバイダによるサービス提供に対する消費者保護の観点からの社会的規制に絞ることが適切と考えます。

多様化するブロードバンドのアクセス・ネットワークや、更なる多様化が期待されるアプリケーションサービス、また、新たに生成すると期待されるプラットフォーム、融合サービスの分野に、固定電話と同じ経済的規制を持ち込めば、事業者の創意工夫による自由な事業活動を阻害し、新たな成長の芽を摘むことになりかねません。我が国経済全体の成長や国際競争力の向上にICT分野に更なる貢献を期待する上でも、経済的規制は不要です。

(2) 仮に現行の指定設備制度による経済的規制という基本的な枠組みを維持する場合であっても、次頁以降の各論で述べるように、その適用にあたっては、具体的な競争阻害行為を前提とした必要不可欠で最小限なものとする必要があります。

提案募集に対するNTTの提案意見(各論)

	提案募集項目 (論点)	NTTの提案意見										
モバイル市場の競争ルール	<p>二種指定設備制度の対象 (相対的に多数の端末を収容する設備の保有事業者に限定されることの妥当性)</p>	<p>二種指定設備制度は公共財である電波の有限性を前提に、円滑な接続を確保する観点から導入された制度であり、今後、MVNOを含めた競争が急速に進展すると予想される中で周波数の割当を受けた事業者の一部だけを対象とすることは適切ではありません。また、二種指定設備規制を課されていない既存事業者の接続料は相対的に高い(規制を課された事業者や新規参入事業者の接続料が相対的に安い)とされています。こうした現状を踏まえ、接続料の低廉化のために導入された現在の届出制を機能させるためには、周波数の割当を受けた全事業者を対象とする共通のルールとすべきです。</p> <p>また、規制を課されておらず接続料を公開していない既存事業者が自社内やグループ内のユーザ間通話の無料化を図っていますが、これにより発生するユーザ間通話の赤字が接続料の高止まりによって補填され、結果的に二種指定設備規制を課されている事業者のユーザに不利益をもたらしているという懸念があります。特にその事業者が固定／移動通信を1グループで提供する場合、自社やグループ内の取引条件が他事業者との間で公平な取扱いになっているかチェックする必要があり、本制度の対象者を拡大することで対処すべきです。</p> <p>(図表)NTT西日本から0039をつけて携帯電話へダイヤルした場合の料金</p> <table border="1" data-bbox="817 667 1422 928"> <thead> <tr> <th></th> <th>3分間通話した場合の料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTTドコモ</td> <td>51円(税込53.55円)</td> </tr> <tr> <td>au</td> <td>54円(税込56.7円)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク</td> <td>60円(税込63円)</td> </tr> <tr> <td>イー・モバイル</td> <td>51円(税込53.55円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ この料金差は着信携帯事業者に支払う接続料の差を反映しています。</p>		3分間通話した場合の料金	NTTドコモ	51円(税込53.55円)	au	54円(税込56.7円)	ソフトバンク	60円(税込63円)	イー・モバイル	51円(税込53.55円)
		3分間通話した場合の料金										
	NTTドコモ	51円(税込53.55円)										
au	54円(税込56.7円)											
ソフトバンク	60円(税込63円)											
イー・モバイル	51円(税込53.55円)											
<p>一種指定設備制度(固定)との規制の差異 (一種は接続料認可・接続会計公表義務があるが二種は届出のみであることの妥当性)</p>	<p>公共財としての電波の配分をめぐる公平性の問題(二種指定)とポトルネック設備のオープン化の問題(一種指定)とで規制の根拠は異なっており、規制内容(認可／届出やアンバンドル義務の有無)を同一にする必要はないと考えます。</p> <p>二種指定: 周波数の割当を前提に寡占下での事業者の強い交渉力を抑制するための規制 一種指定: 固定加入者回線や線路敷設基盤など競争事業者にとって利用が不可欠な設備を開放して競争を促進する規制</p>											
<p>二種指定設備へのアンバンドル義務 (プラットフォームを開放するために新たにアンバンドル義務を課すことの必要性・妥当性)</p>	<p>設備のアンバンドル化は、既に構築された不可欠設備の貸出しについて競争事業者がその一部だけを利用可能とするための措置であり、二種指定設備制度とは規制の根拠が元々異なっております。しかも、現行の制度は、シェアが25%超の場合に「移動端末と接続される伝送路設備及び当該役務提供のために設置する設備の総体」を対象としていますが、アンバンドルを想定した規定にはなっていません。また、プラットフォームについての規定もないことから、何らかの規制を行う場合は、法改正が必要になると理解しています。</p> <p>また、プラットフォームについては、今後構築・発展が進んでいくことが期待される分野であり、関連事業者の自由な合意形成を図り、コンテンツプロバイダの要望を踏まえ必要な機能や実現方式を検討していく方向である(プラットフォーム研究会)ことから、指定設備規制で開放を義務付けることは不相当だと考えます。なお、仮にプラットフォームの議論を行う場合には、現行の二種指定設備規制を課されている事業者のみを対象とするのではなく、全事業者を対象とすべきものと考えます。</p>											

	提案募集項目（論点）	NTTの提案意見
モバイル市場の競争ルール	接続料算定方法の明確化および接続会計の整理 （届出料金に必要とされる原価や利潤の適正性を明確化するために、実行上求められる情報開示のレベル）	<p>現行の二種指定設備規制を課される事業者は、電気通信事業会計に基づき適正に原価算定を行い、接続料水準を毎年引下げてきております。このため、各携帯事業者の接続料水準が区々となっている中で、算定方法の明確化が必要なのは、接続料が相対的に高いといわれている現在規制を課されていない事業者であり、全事業者を対象として検討を進めることが不可欠です。</p> <p>なお、電気通信事業会計制度に基づいた算定は既に行ってきたところであり、規制は最小限の範囲にとどめるべきであることから、実施までに期間と稼動を要する会計制度の変更（接続会計の整理）まで求めることは不要だと考えます。</p>
	ネットワークインフラの利活用ルール （インフラ利用促進と周波数割当を受けた者の自前設備での事業展開の原則の関係）	<p>周波数割当を受けた事業者は自ら設備構築することが原則で、ローミングはあくまで新規参入事業者を対象とする、期間・エリア・規模等を限定した例外的な措置であると考えます。</p> <p>また、ルール化にあたっては、周波数割当ての理念や設備の代替性の観点から二種指定事業者に限る合理的な論拠はなく、全事業者を対象とすべきだと考えます。</p>
固定ブロードバンド市場の競争ルール	FTTHサービスの屋内配線 （指定設備との接続を円滑に行うためにルール化や屋内配線の転用ルールの必要性）	<p>FTTHサービス等で利用されているお客さま宅内の屋内配線は、NTTの設置した光ケーブルに限らず、メタルケーブル、同軸ケーブル等、多様な形態があります。また、屋内配線は誰もが自由に設置できる設備であり、事実、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者（CATV事業者）等、様々な主体により設置されています。従って、光屋内配線は不可欠性のある設備ではないことは明らかであり、ルール化は不要です。</p> <p>また、屋内配線の事業者間転用には様々な検討課題があるためルール整備は時期尚早であり、まずは、事業者間で相互に意識合わせを行うことが必要であると考えます。</p>
	ドライカップのサブアンバンドルの要否 （FTTRの下部区間（き線点付近～お客さま宅への引込み線）のメタル回線提供にあたって、下部区間のみの接続メニューを提供した場合の上部区間のコスト負担の問題）	<p>現在、局舎からお客さま宅への引込み線に至るまで、メタル回線については一体として管理しており、下部区間のメタル回線のみの利用であっても保守のために上部区間が必要であるため、その区間に係る設備コストは負担していただくことが必要です。</p> <p>（NTT局舎からの故障箇所の探索を前提とする保守が運用上最も効率的であり、仮に下部区間に限定したアンバンドル化を行えば、遠隔保守が行えないことから、き線点まで駆け付けることが必要となるためです。）</p>
	品質制御機能等を利用するためのインターフェースの開示・当該機能のアンバンドル	<p>NTT東西のNGNは、国際的な標準化（ITU-T）に基づいてNNI/SNI/UNIのインターフェースを開示しています。また、NGNは、品質制御機能を具備することにより、高い信頼性、安全性、セキュリティ確保を特徴とした高速・広帯域のIPネットワークサービスを提供しており、通信（伝送）機能から独立したいわゆる「プラットフォーム機能」は備えておりません。（NNI:Network-Network Interface UNI:User-Network Interface SNI:Application Server-Network Interface）</p> <p>なお、NGNのインターフェースについては、現在国際的な標準化に向けた取り組みが行われているところであり、その動向を踏まえた上で、ベンダによる実装状況やお客さまの具体的なニーズを総合的に勘案して検討を行っていく考えです。</p>

	提案募集項目（論点）	NTTの提案意見
固定移動の融合時代の接続ルール	<p>ビル&キープ方式の適用の条件</p> <p>（相互に流入出する通信量のバランスの問題やユーザ料金の料金設定区間との関係）</p>	<p>ビル&キープ方式は、接続料水準に関するトラブルが回避でき、接続料の精算コストも不要となることから、事業者間の合意が図られる限り、否定されるものではないと考えます。</p> <p>更に、現行の接続料精算方式では、自網区間コストのほか着信事業者の接続料水準を考慮してユーザ料金の水準を決定しなければならぬのに対して、ビル&キープ方式は、着信事業者への接続料と自網着通信の接続料を精算しない方式であることから、他社接続料の水準に左右されず、自社でコントロール可能な自網区間のコストだけを元にユーザ料金の水準を決定することが可能になります。このことによって、お客様のニーズにお応えできるような柔軟なユーザ料金設定が可能となります。</p> <p>また、自ら構築したIP網で多種多様なサービスを提供することによる競争が主流となりつつある中で、ビル&キープ方式を採用すれば、コスト削減のメリットが設備を構築する事業者に帰属することから、事業者のコスト削減のインセンティブを高めることになると考えます。現行の接続料精算方式の下では、事業者が自らのネットワークにおけるコストを削減させた場合に、その効果は他事業者の支払う接続料の引下げを通じて接続事業者の利益に繋がっている面があります。</p>
	<p>逆ざや問題</p> <p>：一種／二種指定設備保有事業者に対する事業者間均一料金の義務付け</p> <p>（不当に高額な接続料に該当する場合の、事業法32条の接続拒否事由との関係）</p>	<p>IPブロードバンドサービス相互の接続ではビル&キープ方式が望ましいと考えていますが、音声通信サービス相互の接続で、当面、現行の接続料精算方式を採用するとした場合に生ずる、規制のない相手事業者の接続料水準との間の逆ざやについては、相手事業者の接続料が不当に高額であれば、少なくとも事業法32条に基づき接続を拒否できるとすべきだと考えます。その判断は、接続料がコストに照らして適正か否かにより判断すべきであり、それを検証するために、現在規制の対象となっていない接続事業者も現行の会計データ等により検証に必要な算定根拠をオープンにすべきです。</p> <p>また、接続料水準に大きな格差が存在するため、着信先に係らない統一かつ分かり易い料金を設定することが困難です。このことは、発信側のユーザは着信事業者を選べないことから、ユーザの利便性を損なっていると考えられます。</p> <p>接続料の問題は、全ての携帯電話利用者に対して真の利便性を確保するために、指定設備の保有事業者だけを規制するだけではならず、電気通信事業法第32条の規定を全キャリアに対して統一に運用することが必要です。逆ざやの問題はその問題を象徴的に指し示す例といえます。</p>
	<p>ドミナント規制の在り方</p> <p>（固定移動の融合、通信放送の融合等、市場環境の劇的な変化を踏まえた規制強化 or 規制緩和の必要性）</p>	<p>FMC等は今後進展が期待されているサービスであることから、まずは事業者の自由な事業展開に委ね、想定や懸念に基づいて新たなドミナント規制を設けるのではなく、各事業者による自由な事業展開の結果、仮に問題が生じた場合に、事後的に問題を解決する姿勢に徹すべきだと考えます。</p> <p>また、ドコモ分社時やNTT再編成（地域・長距離分離）時に設定されたNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために実施されたものですが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、更に今後固定・移動を同一のネットワークに統合する計画を公表しているほか、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っているのに対して、NTTグループは本指定設備制度等により経営の自由度に大きな制約を受けており、ユーザの利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できない状況にあります。このように、競争環境は大きく変化しており、時代にそぐわない枠組みとなっていることから、現行のドミナント規制は、撤廃を含めた見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>更に、ICT市場の主軸はネットワークサービスからアプリケーションサービスに移行しつつあり、その中でグローバルなプレイヤーが世界的規模でサービスを提供しており、接続ルールの前提となる市場確定についても、現実の状況を踏まえた見直しが必要であると考えます。</p>